

議案第 26 号 公有水面埋立に関する意見について に対する附帯決議

本議案は、愛知県に、中部国際空港沖公有水面埋立事業承認について、常滑市として異議ない旨、答申するものである。

本事業は、名古屋港で発生する浚渫土を 294 ヘクタール、5 工区に分けて埋立て施行するもので、事業期間は概ね 32 年にわたる長期の事業である。

埋立て事業が施行されることについて、地元市として要望していかなければならない側面が二つあるものと考ええる。

一つ目は、環境、漁業振興、地域経済への配慮である。

二つ目は、将来を見据えた常滑市の発展に向けた中部国際空港の機能充実である。

そこで、常滑市議会は、市の方針を支持するが、異議ない旨、答申するにあたり、下記の項目を強く要望するものである。

記

- 1 常滑市は、環境影響評価に対する意見照会において、既に意見を述べた事項が遵守されるよう注視監視に努めること。
- 2 常滑市は、中部国際空港沖が良好な漁場であることを鑑み、愛知県と協力し、更なる水産振興策の推進を図ること。
- 3 常滑市は、常滑市中小企業振興基本条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、国や県に対して地元の経済振興を積極的に求めること。
- 4 常滑市は、埋立て期間終了後の土地利用について、愛知県や地元経済界と協力し、中部国際空港二本目滑走路に活用出来るよう国に対して強く働きかけること。
- 5 常滑市は、市域の将来的な発展を見据え、常滑市南部地区（保示地区から大谷地区まで）の埋立て計画について関係機関と調査検討を進めること。
- 6 常滑市は、節目において工事の進捗状況を議会及び市民に伝えるよう努めること。

常滑市議会